消費税率の引き上げに伴う

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）
子育て世帯臨時特例給付金

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）は、消費税率が引き上げられたことにより、所得の低い人が受ける負担の影響を考慮し、支給されるものです。

支給対象者

平成 27年度分の市県民税（均等割）が課税されない人。ただし、課税される人の扶養親族や生活保護を受けている人などは対象となりません。

支 給 額

1人につき 6,000 円

申請手続

申請先は、基準日となる**平成 27 年 1 月 1 日時点**で、住民票がある市町村です。

本市での**申請受付は8月3日㈪～11月4日㈬**です。

支給対象となる可能性がある人には、**7月下旬に申請書を送付します。**詳しい申請方法などは、申請書に同封したチラシに掲載しています。

申 請 先

臨時福祉給付金支給事業推進室（本庁1階東側）
各支所庁舎内 健康福祉地域事務所
日奈久出張所、二見出張所

問 合 せ

臨時福祉給付金支給事業推進室 ☎ 31 - 1024

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率が引き上げられたことによる影響などを踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として支給されるものです。

支給対象者

平成 27 年 6 月分の児童手当（特例給付を除く）受給者

対象児童

支給対象者の平成 27 年 6 月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となる児童

支 給 額

対象児童1人につき3,000円

申請手続

申請先は、**平成 27 年 6 月分の児童手当（特例給付を除く）を支給する**市町村です。

本市での**申請受付は6月1日㈪～12月1日㈫**です。

支給対象となる可能性がある人には、**5月下旬に申請書**（児童手当・特例給付現況届）**を送付しています。**

公務員の人は、勤務先から申請書が配付されます。申請先は、基準日（平成 27 年 5 月 31 日）時点で住民票がある市町村です。

申 請 先

こども未来課
各支所庁舎内 健康福祉地域事務所

問 合 せ

こども未来課 ☎ 33 - 8721

6月は「児童手当・特例給付現況届」の提出月です

児童手当・特例給付を受けている人は、毎年6月に「児童手当・特例給付現況届」の提出が必要です。

5月下旬に、現況届の用紙を送付しています。必要書類を添付して、本庁こども未来課または各支所庁舎内健康福祉地域事務所へ提出してください。現況届の提出がないと、6月分以降の手当の支払いができませんので、ご注意ください。

提出期限　6月30日（火）